

令和元年度第1回パートナーシップのまちづくり推進会議次第

令和元年7月18日(木)
午後7時から
ひと・まちプラザ 3階 集会室

1 開会

2 市民憲章唱和

3 委嘱書の交付

4 会長あいさつ

5 自己紹介

6 会議事項

(1) 審議会等の会議の公開について

【別紙1】

(2) 副会長の選出

(3) パートナーシップのまちづくりと推進会議について

【別紙2】

(4) パートナーシップのまちづくりに関する意見交換

【別紙3】

(5) 準備委員会委員について

【別紙4】

(6) その他

7 閉会

茅野市民憲章

わたくしたちの茅野市は、八ヶ岳連峰に象徴される美しい自然に恵まれ、縄文文化以来の長い歴史をもつ、未来に羽ばたく青年都市です。

わたくしたちは、先人の努力に培われた伝統を受けつぎ、茅野市民としての誇りと責任を持ち、人間性豊かな、明るく活力あるまちづくりをめざし、市民の総意によりこの憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 恵まれた自然を大切にし、環境をととのえ、
美しいまちをつくります。
- 1 すずんで協力しあい、心のふれあう、
あたたかなまちをつくります。
- 1 教育に力をそそぎ、郷土を愛し、
文化の香りたかいまちをつくります。
- 1 働くことに誇りと喜びをもち、
活気ある豊かなまちをつくります。
- 1 心身をきたえ、健康で、
明るく住みよいまちをつくります。

昭和 57 年 7 月 1 日制定



審議会等の会議の公開について

1 審議会等の公開の理由

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現するため、「茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱」を定め、平成22年度から、審議会等の会議の一般への公開及び会議録の公開を実施しています。

2 審議会等の公開に関する基準等

審議会等の公開に関する基準等については、以下のとおりとします。

(1) 公開の対象とする会議

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（法律又は条例の定めるところにより設置された審査会、審議会等）

例：茅野市情報公開・個人情報保護審査会、茅野市特別職報酬等審議会、茅野市都市計画審議会、茅野市環境審議会…等

(2) 会議公開の原則

審議会等の会議は、原則として公開とします。ただし、法令等により公開することができない場合、茅野市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項の審議等を行う場合、会議の公開が公正かつ円滑な議事運営に支障を生じる場合については、非公開とすることができます。

また、審議会等の会議を公開とするか、非公開とするかは、当該審議会等において検討し、決定します。

(3) 会議開催の事前公表

会議を開催するにあたり、その開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとします。公表の方法は、茅野市役所掲示板への掲示及びホームページへの掲載とします。

(4) 会議の公開の方法

会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとします。傍聴に定員を設ける場合は、原則として先着順に傍聴を認めるものとします。

(5) 会議録の作成、公表

会議終了後、速やかに会議録を作成し、一般に公表することとします。公表の方法としては、ホームページへの掲載、担当課における閲覧とします。会議録の公開の前に、会議録を審議会等の委員に送付し、内容の確認を行います。

(6) 運用状況の報告及び公表

1年に1回、会議公開の運用状況を取りまとめ、公表するものとします。

パートナーシップのまちづくりと推進会議の役割について

○パートナーシップのまちづくりとは

茅野市が進めてきたパートナーシップのまちづくりは、「まちづくりに市民等が主体的にかかわり、市がそれを支援し、公民協働で取り組むまちづくり」としています。これは、住民自治の実現に向け、市民が主体となってまちづくりに取り組んでいこうとするものです。

このパートナーシップのまちづくりは、平成 7 年度からの福祉、環境、子育てなどの分野別市民活動ネットワークの実践の取組における協働に始まり、平成 18 年度からは地域コミュニティにおける「自助・共助・公助」を基本とした協働の取組へと続いています。

平成 15 年には、パートナーシップのまちづくりを進めていくことを約束するものとして条例が制定されました。

これからのまちづくりには、分野や地域を超えた団体間のネットワークづくりや、いつでも市民がまちづくりに参加できる体制をつくることにより、市民力や地域力を最大限に発揮していくことが求められます。現在では、分野別や地域のみならず、個人、ボランティア、市民活動団体、企業、学校、行政など、あらゆる主体がつながりを築き、共通の目的を実現するために、それぞれの特性を活かしながら、ともに連携・協力(協働)する、あらゆる主体による協働のまちづくりも始まってきています。

2018 年からの第 5 次茅野市総合計画では、『あらゆる主体による協働のまちづくりに向けた仕組みづくり』を基本指針に掲げ、市民活動センターゆいわーく茅野を市民活動の拠点施設として、あらゆる主体による協働が生まれるように取り組んでいます。

現在、分野別の取組、地域コミュニティの取組、あらゆる主体による協働と住民主体によるまちづくりが活発に進められるよう取り組んでいます。

パートナーシップのまちづくりの基本原則

自主性の尊重	市民等のそれぞれの自主性に基づき行う。
市民等と市の信頼関係	市民等と市が対等、協力の立場において、お互いの信頼関係に基づき行う。
情報の共有	必要な情報をお互いに共有する。
市民等の権利	市民等は、パートナーシップのまちづくりの企画、立案の段階から参画する権利をもつ。
市民等の役割	市民等は、自らがパートナーシップのまちづくりの主体であることを自覚し、パートナーシップのまちづくりに関する市民等の役割を果たすように努める。

市の責務

市民等の活動支援	市民等の活動への支援を行う。分野別の市民ネットワークと地域コミュニティとの連携や協力して行う活動のための支援を行う。
施策の推進	パートナーシップのまちづくりに関する施策を積極的に推進。
情報の提供	パートナーシップのまちづくりに関する情報の提供。
情報の公開	パートナーシップのまちづくりに関する情報の積極的な公開を行う。
説明責任	パートナーシップのまちづくりに関し、市民等に説明する責任を全うする。

パートナーシップのまちづくり推進会議の役割

パートナーシップのまちづくりを推進するために、市民等と市は、推進会議を設置し、次のことについて所掌するとしています。（パートナーシップのまちづくり基本条例第17条）

- ① パートナーシップのまちづくりに関する情報や意見の交換
- ② パートナーシップのまちづくりを推進するための連携や協力
- ③ パートナーシップのまちづくりを推進するための啓発事業の企画、実施

これまでの活動

① パートナーシップのまちづくりに関する情報や意見の交換

過去の推進会議では、分野別市民活動団体と各地区コミュニティ運営協議会にアンケート調査を実施し、活動している中での課題等について情報共有を図りました。

また、推進会議の席で課題等について意見交換をしました。

② パートナーシップのまちづくり推進のための連携や協力

これまで、推進会議として具体的に連携や協力した事例はありませんが、個々の活動レベルでは、福祉 21 茅野が地区コミュニティ運営協議会健康福祉部会と地域福祉行動計画策定時等に意見交換の場を設けたり、NPO 法人サポート C が泉野地区コミュニティセンターや槻木区と協働し、農村舞台を復活させるなど、分野別市民ネットワークと地域コミュニティが連携・協力した事例があります。

③ パートナーシップのまちづくり推進のための啓発事業の企画・実施

啓発事業のひとつの方法として、平成12年からパートナーシップのまちづくり推進大会を開催。途中未開催の年もあったが、平成27年まで合計12回開催しました。

④ パートナーシップのまちづくりの更なる充実に向けて

平成28年の推進会議において、パートナーシップのまちづくりの取組が20年経過することから、今までの取組をふりかえり、今後のあり方検討を行う方針が決定されました。方針に基づき、分野別市民活動団体、地区コミュニティ運営協議会、職員それぞれで、成果や課題について検討いただきました。平成29年度、30年度の推進会議では、それぞれの検討結果を基に更に議論を深め、今後大切にしていくことの確認を行うとともに、それぞれの団体において課題解決に向けて取組んで行くこととしました。

また、推進会議とは別途、若者がまちづくりに参画できる機会を設けていくことや市職員の協働の取組にあたってのスキルアップを図ることも確認しました。

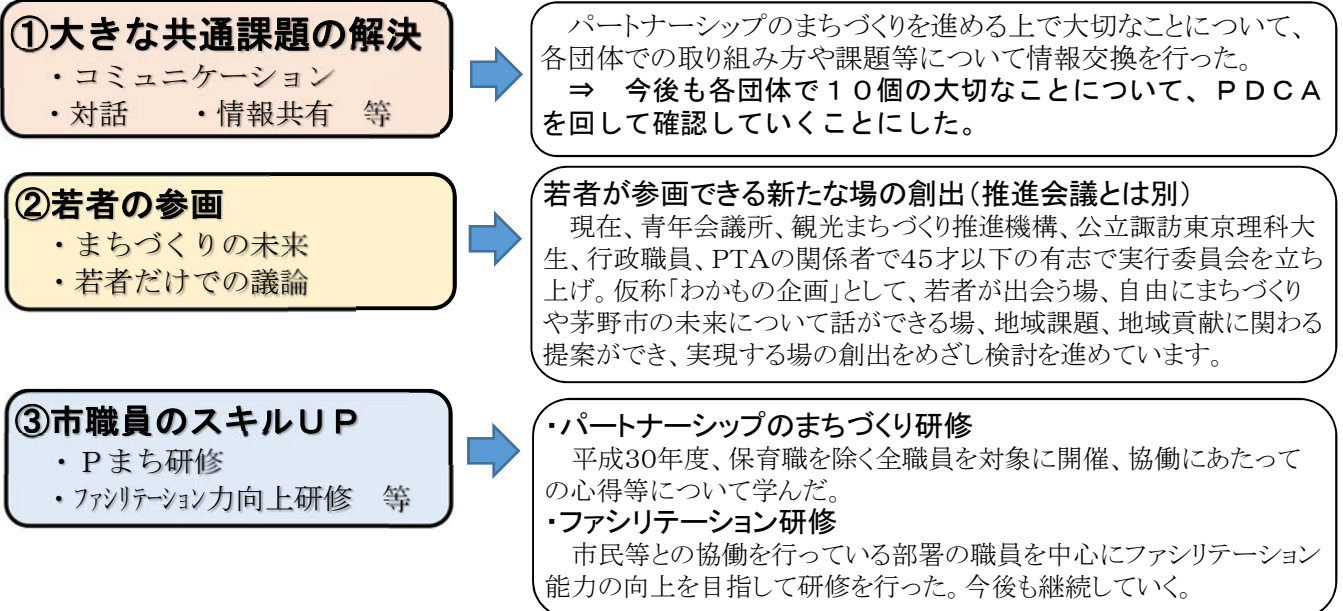
◎平成 28・29 年度パートナーシップのまちづくり推進会議

これまでのパートナーシップのまちづくりをふりかえり

更なる充実をめざし、パートナーシップのまちづくりを進める上で大切なことを確認しました

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ① 目的を共有する | ⑥ コミュニケーションを大切にする |
| ② 情報を共有する | ⑦ 各種団体・組織・機関との連携と関係性の理解 |
| ③ パートナーシップのまちづくりを理解する | ⑧ モチベーション(市民参加の意識)を高める |
| ④ 丁寧に合意形成を図る | ⑨ 住民の自立と主体的な活動の推進 |
| ⑤ 対等な立場で相手を尊重する | ⑩ 人材を育成する |

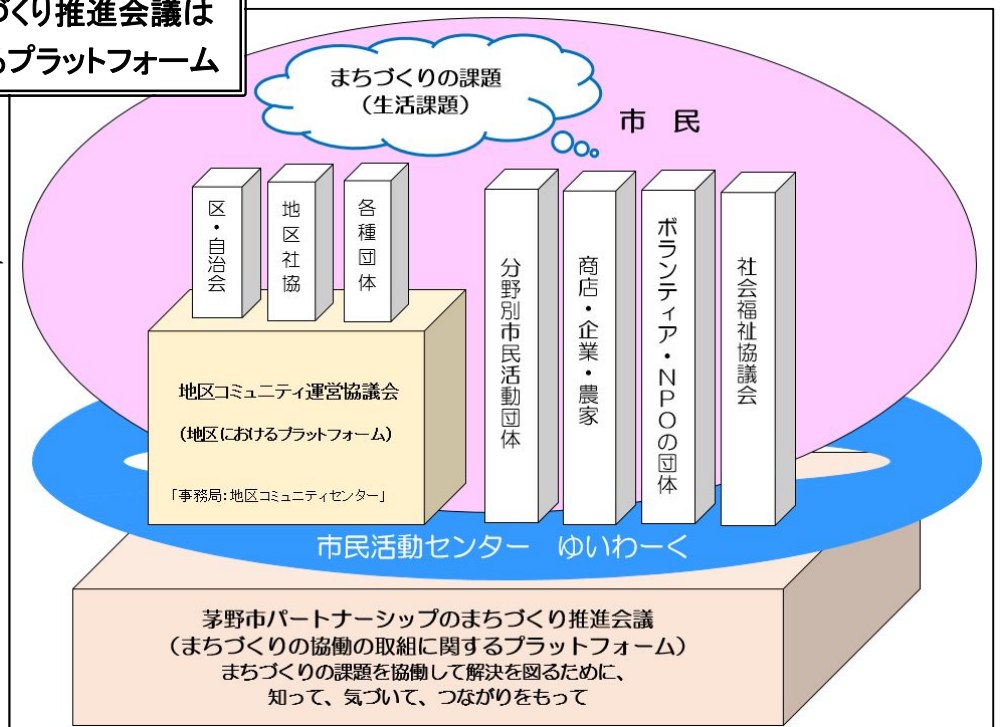
◎平成 30 年度パートナーシップのまちづくり推進会議



パートナーシップのまちづくり推進会議は協働のまちづくりに関するプラットフォーム

まちづくりの課題解決に向け
知って、気づいて、つながって

他団体等との
協働の取組(連携・協力)を
進めるためには・・・



○茅野市パートナーシップのまちづくり推進会議準備委員会設置要領

平成31年4月1日

(設置)

第1条 茅野市パートナーシップのまちづくり推進会議（以下、「推進会議」という。）の開催にあたり、公民協働の理念に基づき会議の円滑かつ効果的な運営を図ることを目的にその準備機関として、茅野市パートナーシップのまちづくり推進会議準備委員会（以下、「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進会議の協議事項及び年間開催計画案に関すること
- (2) 推進会議における委員等の参集範囲、成果目標、会議手法、評価方針、会議運営方針案に関すること
- (3) 推進会議における会議資料案に関すること
- (4) その他推進会議の開催準備について必要なこと

(組織)

第3条 準備委員会は、推進会議の委員の内から互選により委員8人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 準備委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、準備委員会において互選する。

- 2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 準備委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 準備委員会は、必要に応じて委員以外の関係者及び関係課の職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、パートナーシップのまちづくり推進課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長はパートナーシップのまちづくり推進課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、パートナーシップのまちづくり推進課の職員及び関係課の職員のうちから事務局長が指名した者をもって充てる。

(補則)

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文

平成31年4月1日から施行する。